

2022年10月18日

厚生労働大臣
加藤 勝信 様

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の
基本方針策定にあたっての要望書

NPO法人 共同の家 プアン
NPO法人 かながわ女のスペース みずら
神奈川ネットワーク運動・青葉

DVや性被害、生活困難などに苦しむ女性への支援を強化するための法律が、先の国会で成立しました。

超党派の議員立法によるこの法律は、女性支援の目的を従来の売春防止法から、「男女の平等」、「福祉の増進」に転換し、国や自治体に支援の責務を定める内容であり、女性の人権と福祉を重んじる政策になることが期待されています。

私たちは、DV等被害や居所喪失等の女性の入所保護（緊急及び中長期）・自立に向けた地域移行のための包括的な支援に取り組む民間団体です。

新たな支援法にも盛り込まれているように、今後も自治体と民間団体が連携しながら、困難を抱える女性が安心して自立するための支援に取り組みたいです。女性が抱える困難は、複合的で多様化しており、入所保護、就労や住宅の確保など個々の必要に応じて切れ目のない支援にするための体制づくりが求められています。

具体的な制度の詳細はこれから策定される基本方針に書き込まれることとなりますが、下記の事項を要望させていただきます。ご高配のほどお願い申し上げます。

1. 民間団体との協働による支援、民間団体に対する援助について、以下の内容を要望します。

関係機関及び民間団体との協働による支援の必要性が盛り込まれています。これまで民間支援団体が行ってきた多様でフレキシブルな支援への期待が感じられます。

民間団体が行う支援は、一時保護シェルターの受託、その他にも一時保護解除後の中長期的ステップハウスの運営や、心身の健康回復のサポート、自立に向けた住まい探し、仕事探しなど、入所者に寄り添い、地域で自立して生活するための関連制度に関する情報提供など多岐に渡ります。さらに、退所後も地域において切れ目のない支援を行い、自立生活をサポートしています。

民間団体との連携のメリットは大きいと考えられ、これまでも神奈川県や横浜市のように民間団体と連携してきた自治体もあります。しかしながら、民間団体は財政面の不足により、あらたな人材確保、専門職の不足など、人的基盤の脆弱さは否めません。

民間団体による支援が持続可能なものとなるよう、財政的支援の充実を望みます。

2. 女性相談支援員について、以下の内容を要望します。

これまで市町村には婦人相談員は必置ではありませんでしたが、あらたに基本計画を策定する自治体は女性相談員を登用することになるとあります。これまでの婦人相談員が女性相談支援員として登用されることとなりますが、より一層の専門的な能力・知識経験を積んだ人材の確保が求められます。

1) これまでのような任用資格に何も取り決めがなく、会計年度による非常勤職員という不安定な雇用の中では、質の高い支援につながっていきません。また、経験を積むことも難しいことでしょう。制度的に安定した雇用によって、必要な研修や経験・知識を積んで、専門性を持った女性相談支援員の人材の育成・確保につながる仕組みを望みます。

2) DV被害にあった女性は特に医学的又は心理学的なサポートが必要となるケースも少なくありません。2次被害を防ぐこと、または大きくしないために、心身の健康の回復を図る専門性のある女性相談支援員（民間団体の施設でも利用可能とする）の配置の充実を求めます。

3. 女性自立支援施設について、以下の内容を要望します。

女性自立支援施設（現行の婦人保護施設）によって、入所・保護、医学的・心理的な援助、自立の促進のための生活支援を行い、あわせて退所した者についての相談等を行うとあり、自立のためのトータルで包括的な支援を行うとされています。

1) 現在の婦人保護施設の充足率は、直近のデータで21.7%、1,235人で、主にDV防止法による暴力被害者となっていることが先の国会の厚労委員会の中で示されていました。保護が必要とされるケースであっても、集団生活になじめない、スマホが使用できない、仕事や学校に通えない、自由に外出できないなどの理由で入所につながらないケースも少なくないとのことです。女性自立支援施設として、現状に沿った利用方法の検討をすすめてください。

2) 入所から退所後にわたる切れ目のない支援は、困難を抱える女性が自立するために有意義なものです。日常生活を送るための生活支援はもとより、居住や就労支援も欠かせないと考えます。そのためには十分な人材確保が必要となると思われます。また、自立までにはかなりの時間を要することになり、入所期間が長期化することも予想されます。多様化する困難を抱える女性への支援という観点から、受け入れ体制の充実をすすめてください。

3) これまで民間団体が運営してきた中長期的なステップハウス等もまた、入所から自立はもとより、退所後においても支援対象者に寄り添って切れ目のない支援を行ってきました。新たな法律のもとにおいても、女性自立支援施設とともに、こういった施設が選択肢として地域に複数あることが望ましいと考えます。民間団体による特色ある中長期的な施設の役割も合わせて明記してください。